

議案第9号

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
第1条 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例
第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第2条 杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第2（1）中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に、「情緒障害児短
期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第3条 杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）の一部を
次のように改正する。

別表第1中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に、「情緒障害児短期治療
施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
 新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法第6条の4_____に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>4 略</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>4 略</p>